ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 大阪労働局

Press Release

＜労農記者クラブ扱い＞

大阪労働局発表
令和５年１０月３０日（月）

【照会先】
大阪労働局総務部労働保険適用・事務組合課

電　　話　06-4790-6340

“労働保険の成立手続きはお済みですか？”

11 月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

～労働者を一人でも雇用する事業主は成立手続きを行う義務があります～

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていれば、労働保険の強制適用事業場となります。

成立手続きを怠った場合、事業主は遡って保険料及び追徴金のほか、労働災害が発生した場合には保険給付に要した費用の全部又は一部が徴収され、また雇用関係助成金が受給できない可能性があります。

大阪労働局（局長　荒木　祥一）では、１１月の「労働保険未手続事業一掃強化期間」に効果的な広報活動及び集中的な手続指導を展開します。

１　実施期間

令和５年１１月１日から令和５年１１月３０日までの１か月間

２　実施事項

（１）　各種団体、公的機関などに対する広報についての協力依頼

事業主団体、府、市区町村、関係機関及び労働保険事務組合などに対して、ホームページや広報誌への掲載並びに各施設内や掲示板への未手続事業一掃広報用ポスターの掲示やリーフレット設置の協力を依頼します。

※大阪労働局ホームページにおいては、労働保険制度全般に関する詳しい説明や手続案内及び広報用リーフレットを掲載しています。

（２）　未手続事業主に対する加入手続指導の実施

労働保険未手続事業主に対して、個別訪問、郵便及び電話による制度の説明、必要書類の送付などにより加入手続指導を行います。

なお、自主的に加入手続きを取らない事業主に対しては、職権による成立手続及び保険料の認定決定を行います。

また、未加入中の間に業務災害や通勤災害が発生した場合には、遡って保険料及び追徴金を徴収するとともに、事業主の故意又は重大な過失により発生した業務災害については、労災保険給付を行った額の全部または一部を事業主から徴収することになる旨を周知します。

【解説】

○労働保険とは

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称したものです。

原則として、労働者を一人でも雇用すれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

○労働保険未手続事業一掃対策とは

労働保険制度においては、原則として労働者を一人でも雇用する事業主は、すべて労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

しかしながら、未手続事業が存在している実情にあり、これら未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から重要となります。

このため、大阪労働局では、あらゆる機会をとらえ、労働保険制度の周知に努めるなど、効果的な広報活動を行うとともに、未手続事業に対して個別訪問等を実施し、手続勧奨に当たっています。

また、厚生労働省は、労働保険の未手続事業の解消に当たり、都道府県労働局、 労働基準監督署、公共職業安定所との連携を強化するとともに、「労働保険未手続事業一掃業務」を一般社団法人全国労働保険事務組合連合会に委託し、労働保険事務組合との連携を深め、適用促進を強化して実施しており、大阪労働局においては一般社団法人全国労働保険事務組合連合会大阪支部と連携して取り組んでいます。

○一般社団法人　全国労働保険事務組合連合会とは

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会は、厚生労働大臣の認可を受けた、事業協同組合、商工会議所、商工会等、労働保険事務組合 7,607 事務組合で構成されています。

その使命は、労働保険制度における労働保険事務組合の重要性から、労働保険事務組合の資質の向上、指導、育成及び連絡、労働保険適用事業場に対する労働保険制度の啓蒙・普及等を行い、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することにあります。

○労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務処理を代行する事について、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体です。

厚生労働省

働きがいの
そばには労働保険。

労働保険

労災保険 + 雇用保険

☑ 雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、
労働者を一人でも雇っていたら、
労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! **口座振替納付**も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ▶ https://www.mhlw.go.jp 労働保険 特設サイト 検索 または二次元コードから▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

労働保険の加入に関するお問合せは 大阪労働局 労働保険適用・事務組合課 TEL 06-4790-6340

事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、
まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続義務のある事業場

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなど名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。
労災保険は、短時間労働者（パート、アルバイト等）を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。
※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利。

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

電子申請ホームページ ▶

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。

口座振替ホームページ ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

労働保険の加入に関するお問合せは　大阪労働局　労働保険適用・事務組合課　TEL 06-4790-6340

令和5年度　労働保険未手続事業一掃強化期間　記者発表　＜参考資料＞

※厚生労働省HPに掲載の「労働保険の適用徴収状況」から作成

○労働保険の適用状況

＜ 全 国 ＞

		令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
労働保険 適用事業場数		3,365,065	3,411,903	3,433,799
	うち委託（割合%）	1,407,072 (41.8%)	1,414,610(41.5%)	1,415,909(41.2%)
労災保険 適用事業場数		2,911,191	2,950,453	2,968,456
	うち委託（割合%）	1,153,805 (39.6%)	1,156,150(39.2%)	1,153,969(38.9%)
雇用保険 適用事業場数		2,333,832	2,374,712	2,393,494
	うち委託（割合%）	777,909 (33.3%)	780,598(32.9%)	779,954(32.6%)

（「うち委託」は労働保険事務組合委託事業場数および割合）

＜ 大 阪 ＞

		令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
労働保険 適用事業場数		259,983	265,046	268,674
	うち委託（割合%）	88,828 (34.2%)	89,043(33.6%)	89,469(33.3%)
労災保険 適用事業場数		231,665	236,001	239,207
	うち委託（割合%）	76,070 (32.8%)	75,892(32.2%)	76,022(31.8%)
雇用保険 適用事業場数		192,956	197,480	200,352
	うち委託（割合%）	52,697 (27.3%)	52,679(26.7%)	52,743(26.3%)

（「うち委託」は労働保険事務組合委託事業場数および割合）

○労働保険料の徴収決定・収納状況

＜ 全 国 ＞

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
徴収決定額	2,616,726,878,471	2,635,235,977,960	3,161,329,705,958
うち委託	281,747,964,739	279,120,789,199	328,200,458,153
収納額	2,564,880,143,907	2,608,092,002,204	3,133,613,481,451
うち委託	280,072,552,874	277,952,862,578	326,952,050,203
収納率	98.0%	99.0%	99.1%
うち委託	99.4%	99.6%	99.6%

＜ 大 阪 ＞

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
徴収決定額	222,029,702,831	223,158,555,273	263,859,959,666
うち委託	26,822,150,752	26,302,490,252	31,766,115,950
収納額	217,349,032,093	220,857,116,833	261,468,307,680
うち委託	26,620,596,172	26,166,020,215	31,597,820,218
収納率	97.9%	99.0%	99.1%
うち委託	99.2%	99.5%	99.5%